

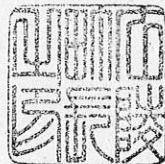


## 広陵町告示第62号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年11月20日

広陵町長 山 村 吉 由



- 1 都市計画の種類及び名称  
大和都市計画広陵町馬見南5丁目地区地区計画
- 2 決定に係る都市計画区域を定める土地の区域  
広陵町馬見南5丁目地区の全域
- 3 縦覧場所  
広陵町大字南郷583番地1  
広陵町事業部 都市整備課

# 1 大和都市計画地区計画の決定

大和都市計画広陵町馬見南5丁目地区地区計画を次のように決定する。

## 1) 地区計画の方針

名 称	馬見南5丁目地区地区計画
位 置	奈良県北葛城郡広陵町馬見南5丁目全域
面 積	約 6. 32ヘクタール
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標 本地区は、馬見丘陵の南西部に位置し、大和都市計画事業真美ヶ丘土地区画整理事業により住宅・都市整備公団施行で道路・公園等の公共施設及び宅地の整備が行われ、低層戸建住宅を中心とする閑静で緑豊かな住環境を形成している地区である。このため、地区計画の策定により建築物等の制限を定め、地区の良好な住環境を将来にわたり維持・保全することを目標とする。
	土地利用の方針 本地区は、「低層一戸建・低層二戸建長屋住宅地区」「低層一戸建住宅地区」「一団地認定地区」「公共公益施設地区」に区分し、それぞれの方針を次のように定める。 1 低層一戸建・低層二戸建長屋住宅地区(A) 低層一戸建・低層二戸建長屋住宅地区として敷地の細分化を防止するとともに良好な住環境の維持・保全を図る。 2 低層一戸建住宅地区(B) 低層でゆとりある一戸建ての住宅地区として敷地の細分化を防止するとともに良好な住環境の維持・保全を図る。 3 一団地認定地区(C) 一団地認定地区として良好な住環境の維持・保全を図る。 4 公共公益施設地区 公共公益施設については、周辺地区と整合性を図りつつ、その機能が損なわれないように維持・保全を図る。
	地区施設の整備の方針 土地区画整理事業により整備された道路、公園、緑地等の公共施設については、その機能が損なわれないように維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針 低層住宅地として、良好な住環境・魅力ある町並みの形成を図るために、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定めるとともに、敷地内の緑化に努め、潤いのある全体として調和のとれた良好な街並みの形成を図る。

2) 地区整備計画

地区 整 備 計 画	建築物等に 関する事項	地区の 区分	名称	低層一戸建・低層二戸建 長屋住宅地区(A)	低層一戸建住宅地区 (B)	一団地認定地区 (C)						
		面積		約2.72ha	約2.61ha	約0.92ha						
建築物等の用途 の制限		<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 住宅(建築基準法別表第2(い)項第1号に掲げるもので戸建及び二戸建長屋とする。ただし、重ね建て長屋は除く。)</td><td style="width: 50%;">(1) 住宅(建築基準法別表第2(い)項第1号に掲げるものをいう。ただし、長屋は除く。)</td></tr> <tr> <td>(2) 兼用住宅(建築基準法別表第2(い)項第2号に掲げるものをいう。)</td><td>(2) 兼用住宅(建築基準法別表第2(い)項第2号に掲げるものをいう。また長屋を除く。)</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <p>(3) 併用住宅</p> <p>(1)号に掲げる建築物と診療所(建築基準法別表第2(い)項第8号に掲げるもの)を併用するもの。(ただし、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以下とする。)</p> <p>(4) 集会所(町内会等一定の地区的住民を対象とし、当該地区外から一時的に多数の人又は車の集散するおそれのないものであって、当該地区住民の社会的活動又は自治活動の目的の用に供する建築物をいう。)</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの(物置、自動車車庫(ただし機械式駐車場は除く。)その他これらに類するものに限る。)</p> </td></tr> </table>					(1) 住宅(建築基準法別表第2(い)項第1号に掲げるもので戸建及び二戸建長屋とする。ただし、重ね建て長屋は除く。)	(1) 住宅(建築基準法別表第2(い)項第1号に掲げるものをいう。ただし、長屋は除く。)	(2) 兼用住宅(建築基準法別表第2(い)項第2号に掲げるものをいう。)	(2) 兼用住宅(建築基準法別表第2(い)項第2号に掲げるものをいう。また長屋を除く。)	<p>(3) 併用住宅</p> <p>(1)号に掲げる建築物と診療所(建築基準法別表第2(い)項第8号に掲げるもの)を併用するもの。(ただし、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以下とする。)</p> <p>(4) 集会所(町内会等一定の地区的住民を対象とし、当該地区外から一時的に多数の人又は車の集散するおそれのないものであって、当該地区住民の社会的活動又は自治活動の目的の用に供する建築物をいう。)</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの(物置、自動車車庫(ただし機械式駐車場は除く。)その他これらに類するものに限る。)</p>	
(1) 住宅(建築基準法別表第2(い)項第1号に掲げるもので戸建及び二戸建長屋とする。ただし、重ね建て長屋は除く。)	(1) 住宅(建築基準法別表第2(い)項第1号に掲げるものをいう。ただし、長屋は除く。)											
(2) 兼用住宅(建築基準法別表第2(い)項第2号に掲げるものをいう。)	(2) 兼用住宅(建築基準法別表第2(い)項第2号に掲げるものをいう。また長屋を除く。)											
<p>(3) 併用住宅</p> <p>(1)号に掲げる建築物と診療所(建築基準法別表第2(い)項第8号に掲げるもの)を併用するもの。(ただし、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以下とする。)</p> <p>(4) 集会所(町内会等一定の地区的住民を対象とし、当該地区外から一時的に多数の人又は車の集散するおそれのないものであって、当該地区住民の社会的活動又は自治活動の目的の用に供する建築物をいう。)</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの(物置、自動車車庫(ただし機械式駐車場は除く。)その他これらに類するものに限る。)</p>												
	建築物の敷地面積の最低限度			150m <sup>2</sup> (ただし、本地区計画が決定された際、現に建築物の敷地として使用されている土地、又は現に存する所有権その他の権利に基づく土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合はこの限りではない。)	190m <sup>2</sup> (ただし、本地区計画が決定された際、現に建築物の敷地として使用されている土地、又は現に存する所有権その他の権利に基づく土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合はこの限りではない。)							

	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さ10メートル以下かつ軒高8メートル以下とする。	建築物の高さは10メートル以下とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物の形態は周囲と調和し均衡のとれたものとする。 (2) 敷地内に屋外広告物を設置する場合は、表示面積が0.6平方メートル以下とする。 (3) 自動車車庫は3辺以上壁のない開放性のあるものとする。	
	垣又はさくの構造の制限	垣又はさくの高さは地盤面から1.5m以下とする。ただし、生け垣はこの限りではない。	

広陵町馬見南5丁目地区地区計画 計画図

